

(別表 1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和 4 年 6 月 1 日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第 45 条第 1 項
許認可等の種類	技能検定（試験以外により判断する場合：受検資格）
法令の定め	<ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発促進法 第 44 条及び第 45 条第 1 項 ・職業能力開発促進法施行規則 第 64 条、第 64 条の 2、第 64 条の 3、第 64 条の 4、第 64 条の 5 及び第 64 条の 6 ・昭和 45 年 4 月 1 日労働省告示 第 18 号 ・昭和 54 年 10 月 4 日労働省告示 第 112 号
審査基準	<p>技能検定の受検資格の有無の判定は、次によるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職業能力開発促進法施行規則第 64 条、第 64 条の 2、第 64 条の 3、第 64 条の 4、第 64 条の 5 及び第 64 条の 6 ・昭和 45 年 4 月 1 日労働省告示第 18 号 ・昭和 54 年 10 月 4 日労働省告示第 112 号 ・平成 16 年 4 月 1 日能発第 0401001 号厚生労働省職業能力開発局長通知別添「技能検定関係事務手引（都道府県及び都道府県職業能力開発協会）」第 3 章受検申請の受付 4 受検資格の審査
標準処理期間	<p>総 期 間 15 日（注：休日は含まない。）</p> <p> 經由機関 日・月（ ）</p> <p> 協議機関 日・月（ ）</p> <p> 処分機関 日・月（ ）</p>
処分担当課	経済部労働政策局産業人材課産業訓練係（電話番号：011-204-5357）
申請先	北海道職業能力開発協会（電話番号：011-825-2386）
問い合わせ先	同 上
備考	（公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html ）